

# ふくしま県GAP認証制度公平性委員会設置要領

## (目的)

第1条 福島県知事（以下「知事」という。）は、ふくしま県GAP認証制度の公平性及び透明性を確保し適正な運営を図るため、ふくしま県GAP認証制度実施要綱第19条の規定に基づき公平性委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとし、運営に必要な事項を本設置要領に定める。

## (所掌事項及び権限)

第2条 委員会は次の事項について審議し、知事に意見を具申する。

- (1) 認証業務の公平性を確保するための制度構築に関すること
- (2) 申請の受付から認証までの手続に関すること
- (3) 認証の取消、指示事項等に関すること
- (4) 認証業務の関係者及びその業務に対するリスク検討
- (5) 前回の委員会における検討事項の対応状況

2 委員会は、前項を遂行するため以下の権限を有する。

- (1) 認証業務において作成・保管する全ての文書及び情報（知事が委託した機関のものを含む）の開示を要求すること。

## (委員会の組織、構成)

第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。

- 2 委員会の委員は別表のとおりとし、知事が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは委員長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 異動等があった場合には後任の者をあてるものとし、その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、年1回以上開催し、知事が招集する。ただし、委員長または複数の委員の要求があれば開催することができる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席者がなければ開催することができない。
- 3 会議は委員長が進行する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- 5 会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合には非公開とすることができる。

る。

(関係人の出席等)

第6条 委員会は、審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(機密保持)

第7条 委員及び出席者は、審議上知り得た情報をもらし、または個人の利益に使用してはならない。

2 前項の規定は、委員の在任中のみならず退任後においても適用する。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、福島県農林水産部環境保全農業課において処理する。

(議事録)

第9条 委員会の議事録は事務局が作成し、委員長の確認を得て保管するものとする。

(改正)

第10条 この要領の改正は知事が行う。

(補則)

第11条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

(別表)

公平性委員会の委員の構成

委員	役職等
学識経験者	大学教授等
消費者代表	消費者団体役員等
流通関係者代表	流通業者連絡組織役員等
農業団体代表	農業団体役員等
農業者代表	農業者組織役員等